四日市市美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年12月14日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第72号

四日市市美容師法施行細則の一部を改正する規則

四日市市美容師法施行細則(平成20年四日市市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第8号様式までを次のように改める。

## 美 容 所 開 設 届

年 月 日

四日市市保健所長

届出者住所(法人にあっては所在地)

₹

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

TEL FAX Email

次のとおり美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

	名		称							
	所	在	地	〒						
1. 美 容 所	開設	予 定	日							
	そ	の	他	TEL			FAX			
	~	<i>V)</i>	1111	Email						
2. 構 造 及	び設備	の概	要			別表のと	こおり			
3. 管理美容師	住		所	〒						
3. 自任天台叫	氏		名							
								5. 厚生労働		
	氏		名	登	録	番	号	大臣が指定		
			<b>1</b> 11	<u>.</u>		Œ.	7	する伝染性		
								疾病の有無		
4. 美 容 師				大臣·都·道·府·県第    号						
					大臣·都·道·府·県第    号					
					大臣·都·道·	·都·道·府·県第    号				
					大臣·都·道·	号				
					大臣·都·道·	号				
6. 上記以外の	氏			名		氏		名		
( ) 工能以外の										
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )										
7. 同一の場所	名			称		開設予定0	り場合は、そ	の年月日		
で開設する理容										
所がある場合										
				営業を譲	の受けたこ。	とを証する	当			
8. 事業譲渡										

#### 添付書類

- 1. 美容師の結核、皮膚疾患等の有無に関する医師の診断書
- 2. 管理美容師を置く場合は、それを証する書類(美容師免許取得後3年以上美容業務に従事し、都道府県知事指定の講習会修了者であること)
- 3. 届出者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)
- ※事業譲渡により当該事業を譲り受けた者は、届出書中2から7までの事項のうち変更がないものの記載を省略することができる。
- ※事業譲渡により当該事業を譲り受けた者は、届出書中3の事項に変更がない場合に限っては添付書類2の添付を、届出書中5の事項に変更がない場合に限っては添付書類1の添付を省略することができる。

	美容所の構	造及び設	備の概要	Ī	
面積	m²	天井の高さ	<u> </u>		m
床面の材質	コンクリート・タイル・	リノリウム・	板・その他(		)
腰板の材質	コンクリート・タイル・	リノリウム・	板・その他(		)
洗場床面材質	コンクリート・タイル・	リノリウム・	板・その他(		)
	窓面積 m²	換気装置	有(    個	1) • 無	
採光、照明	蛍光灯	W 7	¢ W	本	
及び換気	電球	W	固 W	個	
	LED蛍光灯	ルーメン	本	ルーメン	本
	LED電球	ルーメン	個	ルーメン	個
セット椅子		脚 シャ	ンプー椅子		脚
消毒方法	薬液( その他(		) · 煮沸	・蒸気	• 紫外線
W 世 乳 (世	消毒済器具等保管設備	箇所	未消毒器具等	等保管設備	箇所
附带設備	ふた付きの汚物箱	個	ふた付きの	の毛髪箱	個

洗場、鏡、ドライヤー、セット椅子及び美容器具等の保管設備の位置並びに面積を示した図面 (実測をメートル単位で記入すること。)

### 美容所開設届出事項変更届

年 月 日

四日市市保健所長

届出者住所(法人にあっては所在地) 〒

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

TEL

次のとおり届出事項を変更したので、美容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

美容所		称							
	所在:	地							
確認	証番先	号	第	号	確認年	月日	3	年 丿	月 日
届出	変更	前							
事項	変更(	後							
変更	年月日	$\exists$			年	月	日		

#### 添付書類

- 1 美容所の構造及び設備を変更した場合には、変更前及び変更後の平面図(実測をメートル単位で記入すること。)
- 2 管理美容師の設置又は変更に係るものであるときは、新たに管理美容師となる者が法第 12条の3第2項に規定する管理美容師としての資格を有することを証する書類
- 3 美容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する事項の変更又は美容師の新たな使用 に係るものであるときは、その者につき、結核、皮膚疾患等の有無に関する医師の診断書

### 美容所開設者相続承継届出書

年 月 日

四日市市保健所長

届出者 住所 〒 氏名 生年月日 被相続人との続柄

TEL

美容所の開設者の地位を相続により承継しましたので、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 相続開始の年月日
- 3 美容所の名称及び所在地

#### 添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を 承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書

## 美容所開設者合併承継届出書

年 月 日

四日市市保健所長

届出者 事務所所在地 〒

名称

代表者氏名

TEL

美容所の開設者の地位を合併により承継しましたので、美容師法第 12 条の 2 第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 2 合併の年月日
- 3 美容所の名称及び所在地

#### 添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

### 第5号様式(第4条関係)

## 美容所開設者分割承継届出書

年 月 日

四日市市保健所長

届出者 事務所所在地 〒

名称

代表者氏名

TEL

美容所の開設者の地位を分割により承継しましたので、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 2 分割の年月日
- 3 美容所の名称及び所在地

#### 添付書類

分割により美容所の開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書

# 美 容 所 廃 止 届

年 月 日

四日市市保健所長

届出者住所(法人にあっては所在地) 〒

氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

TEL

美容所を廃止したので、美容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

美容所	퍖	名	称							
	所在	生地								
確	認	済 証	: 番	号	第	ĵ			号	
確	認	年	月	日		年	月	日		
廃	止	年	月	日		年	月	日		
廃	止	Ø	理	由						

添付書類

確認済証

第7号様式(第6条関係) 衛生第 号

確認済証

美容所の名称 美容所の所在地 開設者の住所(法人にあっては所在地) 開設者の氏名(法人にあっては名称)

様

年 月 日付で届出のあった美容所は、美容師法第13条に規定する措置を講じていることを確認します。

年 月 日

四日市市保健所長

印

## 美容師出張業務承認申請書

年 月 日

四日市市保健所長 あて

届出者住所 〒

氏名

TEL FAX Email

出張業務を行いたいので、四日市市美容師等の衛生上必要な措置に関する条例第2条第2号 の規定により申請します。

本筆	番地 (	都道	府県	名)							
免	許	証	番	号			第			号	
免	許	年	月	口				年	月	日	
出	張	業	務	地							
出	張		期	間		年	月	日から	年	月	日まで
携	帯品	目及	ひび数	文 量							

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の四日市市美容師法施行細則の規定に基づいて作成した申請書の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

(健康福祉部衛生指導課)